

令和元年5月14日現在

機関番号：82628

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21684

研究課題名(和文) 社会的養護の家庭化に関する研究：日本とイタリアの比較から

研究課題名(英文) A Study on "Familialization of Social Care": Comprehensive Research between Japan and Italy

研究代表者

藤間 公太 (TOMA, Kota)

国立社会保障・人口問題研究所・社会保障応用分析研究部・第2室長

研究者番号：60755916

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：日本とイタリアにおけるインタビュー調査から、日本における社会的養護の家庭化に向けた課題と解決策を検討した。

日本における児童相談所での調査では、広報、関係機関との連携、里親への支援など、里親委託推進の課題が明らかになった。

イタリアにおける調査からは、里親委託と養子縁組との厳密な区別、未成年者裁判所(tribunale per i minorenni)が子どもの権利の観点から措置委託を決定していること、自治体と里親支援センターとの明確な役割分担、国と自治体の連携の4点が、脱施設化の実現にとって重要であったことが明らかになった。いずれの点も非常に示唆的である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、イタリアとの比較を通じ、日本と類似した福祉レジームにある社会がいかにして社会的養護の家庭化を達成したのかを明らかにしたことである。社会的養護の家庭化を主題に据えた国際比較研究は、日本の社会学では初の試みであり、その点に本研究の学術的独創性がある。

本研究の社会的意義は、上述の比較研究を通じ、今後の日本の政策のあり方にかかわる示唆を得たことである。社会的養護を受ける子どもの権利への関心は世界的にも高まっており、日本における社会的養護の家庭化は急務とされている。これらの状況に鑑みると、本研究の問題設定は非常に時宜を得たものであったといえよう。

研究成果の概要(英文)：Based on interview surveys in Japan and Italy, I examined issues and solutions to make social care like family in Japan.

Survey in Japan have revealed that there are many issues to promote the foster care replacement such like publicity, co-working between child guidance centers and related institutions and support for foster parents.

Survey in Italy revealed that four factors was important for realizing de-institutionalization (deistituzionalizzazione) of social care in Italy; (1) rigorous distinction between the foster care system and the adoption system, (2) judgement by juvenile court (tribunale per i minorenni) about placement of children from the perspective of children's rights, (3) sharing roles between local governments and fostering support institution and (4) co-working between the state government and local governments. All of these four factors are highly suggestive.

研究分野：社会学

キーワード：家族社会学 福祉社会学 社会的養護 家族主義 国際比較 イタリア 質的研究

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

近年、日本の社会的養護体制の改革、特に脱施設化と家庭的養護への転換（以下、社会的養護の家庭化）が重要な課題とされている。第1の背景として、日本国内における要保護児童数が、高い水準で維持されていることがある。第2の背景として、2010年に国連子どもの権利委員会から社会的養護環境の改善に関する3度目の勧告を受けたことなどから、他の社会と比べ、日本の社会的養護の家庭化が遅れをとっていると認識されたことがある。日本における社会的養護の家庭化が、国内外双方で重要な課題とされているということであるが、その進展は未だに十分とはいえない。

2. 研究の目的

本研究は、社会的養護の家庭化を主題とし、イタリアとの比較研究を通じて、今後の日本の社会的養護施策の展開にむけた示唆を得ることを目的とする。イタリアを比較対象とする理由は、日本と類似した福祉の提供体制にある他方で、2000年代のわずかな期間で脱施設化が達成された（Saraceno 2003; 小谷 2009）ことに着目したためである。

3. 研究の方法

文献研究とヒアリング調査を行った。ヒアリング調査は、日本における児童相談所職員と、イタリアにおける社会的養護関係機関の職員とを対象とした。後者については、労働社会政策省、ラツィオ州、首相府、インノチェンティ捨児養育院、トスカーナ州里親支援センターにて職員へのヒアリングを行った。

4. 研究成果

日本における児童相談所での調査では、広報、関係機関との連携、里親への支援など、里親委託推進の課題が明らかになった。

イタリアにおける調査からは、里親委託と養子縁組との厳密な区別、未成年者裁判所（tribunale per i minorenni）が子どもの権利の観点から措置委託を決定していること、自治体と里親支援センターとの明確な役割分担、国と自治体の連携の4点が、脱施設化の実現にとって重要であったことが明らかになった。

仮説的ではあるが、イタリアにおける社会的養護の推進の背景には、市民社会の成熟という要因も関係していると考えられる。家族で育てられない子どものケアや権利保障について社会の責任と位置づけられており、それがゆえにその責任を引き受ける里親に対して給付や支援がなされていると考えられる。もちろん、そうした給付や支援にはシンプルに里親の経済的負担を支援するという意味あろうが、実子や養子を育てる者と差別化がなされている点で、里親になるという行為には一定の社会的価値や承認が付与されていると考えるべきだろう。ケアをボランティアに引き受けることに価値が与えられる市民社会という土壌があったことが、イタリアにおける社会的養護の家庭化を推し進めたのではないだろうか。

この点は、ケアの責任を全面的に引き受けることも含め、社会的養護が家族の「代替」として機能しており、そのため施設職員や里親の負担が重くなっている日本とは、かなり異なる状況にあると考えられる。日本はつい最近まで消極的家族主義と呼ぶべき状況にあり、積極的家族主義への移行がみられはじめたのはここ数年のことである。この移行が日本における市民社会の形成、ひいては社会的養護体制の充実につながるかについては、今後注視していく必要があるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計12件）

- ①藤間公太、施設養護家庭論の検討——児童自立支援施設での質的調査から、社会学評論、査読有、67(2)、2016、148-165
- ②藤間公太、ライフヒストリー研究法から家族研究への示唆——政治性の観点から、法学研究、査読無、90(1)、2017、261-282
- ③藤間公太、家族研究からみた子育て支援の課題、教育、査読無、853、2017、44-51
- ④藤間公太、社会的養護にみる家族主義、三田社会学、査読無、22、2017、38-54
- ⑤藤間公太、現代日本における家族と要保護児童、社会保障研究、査読無、6、2017、158-170
- ⑥藤間公太、福祉サービス提供者間の連携のモデルとしての専門委員会、中国児協、査読無、2015、2017、42-43
- ⑦藤間公太、いま子育て支援政策に何が求められているのか？、人間と教育、査読無、98、2018、52-59

- ⑧藤間公太、家族社会学の立場から捉える社会的養護——「子ども／大人」の相対化と「依存批判」との接合可能性、子ども社会研究、査読無、24、2018、213-232
- ⑨藤間公太、子ども・子育て支援政策の論理と問題、教育、査読無、873、2018、43-49
- ⑩藤間公太、ケアの多元化と脱家族化、大原社会問題研究所雑誌、査読無、722、2018、58-69
- ⑪藤間公太、個人情報と研究者の責務、中国児協、査読無、2016、2018、22-23
- ⑫藤間公太、イタリア社会的養護の日本への示唆、社会保障研究、査読無、8、2018、151-154

[学会発表] (計9件)

- ①TOMA Kota, “The Variety of Family Life in East Asia: An International Comparative Study Using ISSP 2012”, Third ISA Forum of Sociology, Vienna University (Austria), July 2016.
- ②TOMA Kota and Hirohisa TAKENOSHITA, “The Variety of Attitudes towards Family in East Asia: A Comparative Study Using ISSP 2012”, Third ISA Forum of Sociology, Vienna University (Austria), July 2016.
- ③藤間公太、「社会的養護にみる歪んだ家族主義」、2016年度三田社会学会大会シンポジウム「〈家族主義〉を超えて——戦後70年の家族と連帯」、慶應義塾大学(東京)、2016年7月。
- ④TOMA Kota, “A Comparative Study about Attitudes towards Family in East Asia: Using ISSP 2012”, Triad Researcher Workshop ‘Families and family life inside and outside Europe: current trends and challenges for parents’, University of Jyväskylä (Finland), August 2016.
- ⑤藤間公太、児童相談所からみた里親委託の課題——職員へのインタビュー調査を通じて、福祉社会学会第15回大会、社会事業大学(東京)、2017年5月。
- ⑥藤間公太、家族社会学の視点から捉える社会的養護、子ども社会学会第24回大会テーマセッション「子どもと社会的養護」、東京学芸大学(東京)、2017年7月。
- ⑦TOMA Kota, “The Relationship between Welfare Regimes and Actual Family Life: a comparative study using ISSP2012”, International Sociological Association RC06&RC41 Joint Conference, Mandarin Orchard (Singapore), May 2018.
- ⑧藤間公太、「海外調査に向けて」、第28回家族社会学会大会「ラウンドテーブル「海外調査を考えている若手研究者のためのワークショップ」、中央大学(東京)、2018年9月。
- ⑨藤間公太、「支援の現場と研究の連携」、国立保健医療科学院「児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修」2018年11月。

[図書] (計3件)

- ①藤間公太、晃洋書房、代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う、2017、192
- ②藤間公太、新泉社、入門 家族社会学(永田夏来・松木洋人編 研究代表者分担範囲「第6章 離婚、再婚と子育て」、2017、240
- ③藤間公太、晃洋書房、フローと再帰性の社会学——記号と空間の経済(Lash, Scott and John Urry 著、安達智監訳、中西真知子・清水一彦・川崎賢一・藤間公太・笹島秀晃・鳥越信吾訳 研究代表者分担範囲「第6章 統制できない空間——アンダークラスと逼迫したゲッター」、2018、347

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究分担者
なし

(2)研究協力者

なし

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。